

税法実務コース「租税条約と外国法人との取引に係る国内源泉所得課税」

学習スケジュール

| 回数 | 学 習 テ ー マ | 内 容 |
|-------|--|--|
| 第 1 回 | 第 1 章 テーマ 1 租税条約とは テーマ 2 国内法と租税条約の関係 テーマ 3 OECDモデル条約 テーマ 4 その他のモデル条約 テーマ 5 租税条約の判定手順 | 租税条約の基本的な位置づけ及び国内法との関係について学習します。 |
| | 第 2 章 テーマ 1 源泉徴収対象国際取引 テーマ 2 源泉徴収手続について テーマ 3 源泉徴収免除制度 テーマ 4 復興特別所得税 | 国内法で源泉徴収の対象となる国際取引及び源泉徴収の具体的な方法等について学習します。 |
| 第 2 回 | 第 3 章 テーマ 1 組合契約事業利益の配分 テーマ 2 国内にある土地等の譲渡 テーマ 3 人的役務提供事業の所得 テーマ 4 不動産の賃貸料等 テーマ 5 利子等 テーマ 6 配当等 テーマ 7 貸付金利子 テーマ 8 使用料等 テーマ 9 給与その他の人的役務 テーマ 10 事業の広告宣伝の賞金 テーマ 11 生命保険契約に基づく年金 テーマ 12 定期積金の給付補てん金 テーマ 13 匿名組合契約等の利益分配 | 国内源泉所得として源泉徴収の対象となる国際取引の各項目の詳細について学習します。 |
| | 第 4 章 テーマ 1 配 当 テーマ 2 利 子 テーマ 3 使用料 テーマ 4 給与所得 | 源泉徴収の対象となる主要な国際取引についての租税条約の取扱いを学習します。 |
| 第 3 回 | 第 5 章 テーマ 1 租税条約考慮後の源泉税額 テーマ 2 グロスアップ条項 テーマ 3 外貨表示の際の取扱い テーマ 4 復興特別所得税と租税条約 テーマ 5 源泉徴収を行わなかった場合 | 具体的な源泉徴収税額の計算方法等について学習します。 |
| | 第 6 章 テーマ 1 租税条約届出書 テーマ 2 特典条項対象租税条約 テーマ 3 租税条約適用詳細 テーマ 4 租税条約届出書記載要領 | 租税条約の適用を受けるための届出書の作成方法について学習します。 |

※ 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

税法実務コース

「租税条約と外国法人との取引に係る国内源泉所得課税」

CONTENTS

第1章 租税条約とは

テーマ1 租税条約とは 2

■租税条約とは

テーマ2 国内法と租税条約の関係 8

■課税を判断する上で、国内法と租税条約の関係は

テーマ3 OECDモデル条約 10

■各租税条約は何をモデルとして作られているか

テーマ4 その他のモデル条約 12

■OECDモデル条約以外のモデル条約について

テーマ5 租税条約の判定手順 14

■租税条約の適用を検討する際の判定手順とは

第2章 国際取引に係る源泉徴収課税

(国内法関連)

テーマ1 源泉徴収対象国際取引 18

■非居住者との取引で源泉徴収の対象となるものは

テーマ2 源泉徴収手続について 22

■徴収した源泉所得税の納付時期など

テーマ3 源泉徴収免除制度 28

■源泉徴収が免除される場合

テーマ4 復興特別所得税 32

■国際取引に係る復興所得税の取り扱い

第3章 源泉徴収対象となる国内源泉所得

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| テーマ1 | 組合契約事業利益の配分 | 36 |
| | ■源泉徴収対象となる組合契約事業利益の配分とは | |
| テーマ2 | 国内にある土地等の譲渡 | 38 |
| | ■源泉徴収対象となる国内にある土地等の譲渡対価とは | |
| テーマ3 | 人的役務提供事業の所得 | 40 |
| | ■源泉徴収対象となる人的役務提供事業の所得とは | |
| テーマ4 | 不動産の賃貸料等 | 42 |
| | ■源泉徴収対象となる不動産の賃貸料等とは | |
| テーマ5 | 利子等 | 44 |
| | ■源泉徴収対象となる利子等の支払とは | |
| テーマ6 | 配当等 | 46 |
| | ■源泉徴収対象となる配当等の支払とは | |
| テーマ7 | 貸付金利子 | 48 |
| | ■源泉徴収対象となる貸付金利子の支払とは | |
| テーマ8 | 使用料等 | 50 |
| | ■源泉徴収対象となる使用料等の支払とは | |
| テーマ9 | 給与その他の人的役務 | 52 |
| | ■源泉徴収対象となる給与その他の人的役務とは | |
| テーマ10 | 事業の広告宣伝の賞金 | 54 |
| | ■源泉徴収対象となる事業の広告宣伝のための賞金とは | |
| テーマ11 | 生命保険契約に基づく年金 | 56 |
| | ■源泉徴収対象となる生命保険契約に基づく年金とは | |
| テーマ12 | 定期積金の給付補てん金等 | 58 |
| | ■源泉徴収対象となる定期積金の給付補てん金とは | |
| テーマ13 | 匿名組合契約等の利益分配 | 60 |
| | ■源泉徴収対象となる匿名組合契約等の利益分配とは | |

第4章 租税条約による軽減又は免除

| | |
|-------------------|----|
| テーマ1 配当 | 62 |
| ■租税条約における配当の取り扱い | |
| テーマ2 利子 | 64 |
| ■租税条約における利子の取り扱い | |
| テーマ3 使用料 | 66 |
| ■租税条約における使用料の取り扱い | |
| テーマ4 給与所得 | 68 |
| ■租税条約における給与の取り扱い | |

第5章 源泉徴収税額

| | |
|--------------------------|----|
| テーマ1 租税条約考慮後の源泉税額 | 72 |
| ■租税条約の適用がある場合、源泉税額はどうなるか | |
| テーマ2 グロスアップ条項 | 80 |
| ■一定の契約に記載されているグロスアップ条項とは | |
| テーマ3 外貨表示の際の取扱い | 84 |
| ■支払額が外貨表示の場合の源泉税額について | |
| テーマ4 復興特別所得税と租税条約 | 86 |
| ■復興特別所得税と租税条約の関係とは | |
| テーマ5 源泉徴収を行わなかった場合 | 88 |
| ■必要な源泉徴収を行わなかった場合はどうなるか | |

第6章 租税条約届出書

| | |
|--------------------------|----|
| テーマ1 租税条約届出書 | 92 |
| ■租税条約の適用を受けるために提出が必要 | |
| テーマ2 特典条項対象租税条約 | 98 |
| ■租税条約のうち特典条項の対象となる租税条約とは | |

テーマ3 租税条約適用詳細 **104**

■租税条約適用についての実務上の留意点

テーマ4 租税条約届出書記載要領 **110**

■租税条約届出書の記載方法について

1

租税条約とは

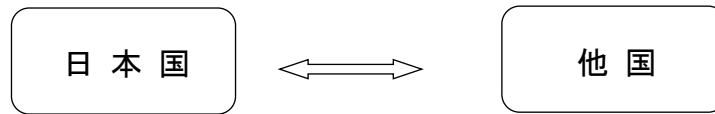
租税条約とは

Theme

1. 租税条約の意義

租税条約は、正式には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と〇〇国政府との間の条約」といい、該当する二国間で締結される条約です。

〈租税条約の締結〉



該当する二国間でそれぞれ締結されるため、実務においては該当するそれぞれの国との租税条約の内容を確認する必要があります。

・租税条約の種類

| | |
|---------|------------------------------------|
| 租税条約の種類 | ① 所得に対する租税条約 (所得税条約) |
| | ② 遺産、相続及び贈与に関する租税条約 (相続税条約) |
| | ③ 租税の情報交換を主目的とする租税条約 (租税情報交換協定) |
| | ④ 税務行政執行共助条約 |

1. 租税条約の目的

租税条約による国家間の合意を行うのは、該当する両国の経済活動促進のためであり、具体的な方策として、以下のようなものがあげられます。

〈租税条約の目的〉

- ① 国際間の二重課税の排除
- ② 国際的な脱税や租税回避の防止
- ③ 税務当局間の国際協力

<二重課税の排除の必要性（参考）>

経済取引が発展し、人、物、金、サービスが国境を超えることにより、居住地国と源泉地国との間で二重課税の問題が生じえます。

経済取引が発展し、人、物、金、サービスが国境を超えることにより、居住地国と源泉地国との間で二重課税の問題が生じえます。

具体的には、それぞれの国家は、自国民の居住地に着目し、たとえ世界のどこで稼得した利益であろうとこれを課税しようとする考え方（全世界所得課税）があり、他方で、国家は、自国内で稼得された利益については、たとえ自国に居住地を有しない者によるものであっても、これに課税しようとする考え方があるため、一つの所得に対して二国が課税を行う二重課税の状態となります。

居住地国も源泉地国も相互に主権国家である以上、お互いの国の課税の方針についての干渉は難しいが、目先の税収確保に捉われてこの二重課税の問題を放置すれば、国境を跨いだ経済取引の阻害要因となり、長期的には国家の損失につながると考えられるため、必要に応じて租税条約を締結し国際的な経済活動を促進することとしています。

3.租税条約の種類

(1) 所得に対する租税条約

所得に対する、二重課税の回避、税の優遇措置等への対応を主たる内容とする租税条約（いわゆる租税条約）

(2) 相続に関する租税条約

遺産、相続及び贈与に関する、二重課税の回避、税の優遇措置等への対応を主たる内容とする租税条約

(3) 租税の情報交換を主目的とする租税条約

租税情報交換協定自国（相手国）の税務行政執行のために相手国から情報提供を受ける（相手国に情報提供する）」ことで国際的な脱税及び租税回避行為を防止することを目的とする租税条約

(4) 税務行政執行共助条約

多国間条約の締約国間で租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助等の行政支援を相互に行うための条約であり、本条約を締結することで、国際的な脱税及び租税回避行為に対処していこうとする多国間での租税条約

4.租税協定について

租税条約は、二国間で締結されるのが一般的である。但し、近年我が国は、経済発展の見地から一定の地域との間で租税条約等を締結することも出てきています。

従って、租税条約を確認する場合には、所在地国だけでなく当該「地域」との間に租税条約等がないかどうかの確認が必要となっている。

現在、日本が締結している主要な「地域」との租税条約等は以下の通りです。

・主要地域との租税条約等

| 地域 | 租税条約等 |
|---------|-------------|
| 香港 | 日・香港租税協定 |
| 台湾(*) | 日・台湾租税協定 |
| バミューダ諸島 | 日・バミューダ租税協定 |
| ケイマン諸島 | 日・ケイマン租税協定 |

(*)2016年中に発効し、2017年1月から以降に適用開始

<参考>

例えば、香港の居住者と取引を行う場合には、日中租税条約ではなく、日・香港租税協定の内容を確認することとなります。

租税条約が締結されていない場合

日本と租税条約が締結されていない国の居住者又は当該国の法人と取引を行った場合、租税条約の適用はないため、日本国内法の規定によって課税関係が終了する。

従って、一般的な租税条約に規定されている制限税率の適用や免税（短期滞在者免税等）の適用はないこととなる。